

東日本大震災復興特別区域法案に対する修正案の概要

一 新たな規制の特例措置等に関する提案に係る修正

○ 復興特別意見書の提出等に係る規定の新設（第11条第8項・第9項関係）

認定地方公共団体等は、新たな規制の特例措置その他の措置について、国会に対して復興特別意見書を提出することができること。この復興特別意見書の提出を受けた場合において必要があると認めるときは、国会は、所要の法制上の措置を講ずるものとする。

二 国と地方の協議会に係る修正

1 協議結果の尊重義務に係る規定の修正（第12条第8項後段関係）

協議会において協議が整った場合において、認定地方公共団体等の講ずる措置の実施のために必要があるときは、内閣総理大臣等は、速やかに、所要の法制上の措置その他の措置を講じなければならないものとする。

2 国会報告等に係る規定の新設（第12条第11項・第12項関係）

内閣総理大臣は、会議における協議の経過及び内容について、適時かつ適切な方法で、国会に報告するものとする。この報告を受けた場合において必要があると認めるときは、国会は、所要の法制上の措置を講ずるものとする。

三 復興交付金に係る修正

1 復興交付金事業計画に記載する事項に係る修正（第77条第2項第4号関係）

復興交付金事業計画に記載する事項のうち、第七十七条第二項第四号に掲げるものについて、著しい被害を受けた地域の復興のため同項第三号に掲げる事業に関連して地域の特性に即して自主的かつ主体的に実施する事業又は事務が含まれるものとする。

2 基本理念に係る規定の新設（第79条関係）

- ① 復興交付金は、地域の特性に即して自主的かつ主体的にその事務事業を実施することを旨として交付されるものとする。
- ② 復興交付金の交付に当たっては、創意工夫を発揮して事務事業を実施することができるよう十分に配慮するものとする。

3 原発事故による災害への対処に係る規定の新設（第80条関係）

国は、原子力損害賠償法により原子力事業者が賠償すべき損害に係るものについても、復興交付金を交付することができる。

4 地方公共団体への援助等に係る規定の新設（第81条関係）

内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、特定市町村又は特定都道府県に対して、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うように努めなければならないこと。また、法令の規定による許可その他の処分を求められたときは、適切な配慮をするものとする。

5 補助金適正化法の特例に係る規定の新設（第82条関係）

復興交付金に関しては、補助金適正化法による実績報告は事務事業ごとに行うことを要しないものとし、また、交付額の確定はその総額を確定することをもって足りるものとする。